

大口町告示第43号

大口町妊婦、産婦及び乳児健康診査実施要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成31年3月27日

大口町長 鈴木雅博

大口町妊婦、産婦及び乳児健康診査実施要領の一部を改正する要領

大口町妊婦、産婦及び乳児健康診査実施要領（平成9年大口町告示第24号）の一部を次のように改正する。

様式第1中「3,440円」を「円」に、「20,670円」を「円」に、「4,290円」を「円」に、「9,070円」を「円」に、「18,660円」を「円」に、「7,940円」を「円」に、「10,790円」を「円」に改める。

様式第2中「5,000円」を「円」に改める。

様式第3中「6,120円」を「円」に改める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。